

吉賀町告示第123号

令和元年第4回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月19日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和元年12月5日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

松蔭 茂君	三浦 浩明君
桜下 善博君	桑原 三平君
中田 元君	大多和安一君
河村 隆行君	大庭 澄人君
河村由美子君	庭田 英明君
藤升 正夫君	安永 友行君

○12月9日に応招した議員

○12月10日に応招した議員

○12月11日に応招した議員

○12月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和元年 第4回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和元年12月5日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和元年12月5日 午前9時05分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議席の一部変更
- 日程第5 任期満了に伴う常任委員会委員の選任について
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第7 議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第8 議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について
- 日程第9 議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について
- 日程第10 議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について
- 日程第11 議長の常任委員会委員辞任の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 議席の一部変更

日程第5 任期満了に伴う常任委員会委員の選任について

日程第6 議会運営委員会委員の選任について

日程第7 議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第8 議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について

日程第9 議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について

日程第10 議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について

日程第11 議長の常任委員会委員辞任の件について

出席議員（12名）

1番 松蔭 茂君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 桑原 三平君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	岩本 一巳君	副町長 ……………	赤松 寿志君
教育長 ……………	光長 勉君	教育次長 ……………	大庭 克彦君
総務課長 ……………	野村 幸二君	企画課長 ……………	深川 仁志君
税務住民課長 ……………	齋藤 明久君	保健福祉課長 ……………	永田 英樹君
産業課長 ……………	山本 秀夫君	建設水道課長 ……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長 ……………	栩木 昭典君	出納室長 ……………	中林知代枝君

午前9時05分開会

○議長（安永 友行君） ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、令和元年第4回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番、桜下議員、4番、桑原議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。6番、大多和議会運営委員長。

○議会運営委員長（大多和安一君） おはようございます。

令和元年第4回吉賀町議会の日程について、11月29日開催された議会運営委員会で、会期は、本日12月5日より12月16日月曜日までの12日間と決定しました。

以上、議会運営委員会の報告をいたします。

○議長（安永 友行君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日から12月16日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は、本日から12月16日までの12日間と決定をしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告、定期監査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日、令和元年第4回の定例会を招集しましたところ、全議員御出席をいただきましてありがとうございます。

行政報告の前に、本定例会のほうへ上程を予定しております議案について、若干申し上げておきたいと思います。

今回上程する議案につきましては、全部で20件でございます。

内訳といたしましては、請負契約の変更が2件、それから条例の制定・一部改正・廃止、これに係る案件が10件、そして、それぞれの会計についての補正予算が8件というような内容でございます。

議会構成の関係で、本定例会で上程いたしますのは、来週9日月曜日の予定のようでございますが、慎重審議の上、適切な議決を賜りますように冒頭お願い申し上げておきたいと思います。

それでは、お手元の資料によりまして、私の動静報告をさせていただきたいと思います。

まず、1ページのほうでございますが、今回御報告をさせていただきますのは、9月の定例会以降の動静についてでございます。9月の定例会、9月6日から決算認定の関係がございましたので、9月30日までの会期でございます。

9月7日の土曜日は、柿木地区の町政座談会が開催をされております。

8日日曜日は、福川、椋谷地区の敬老祝賀会のほうへ参加をさせていただきました。

9月12日でございます。鹿足郡の事務組合の臨時会が招集をされましたので、出席をしております。

9月15日日曜日でございます。広島マツダスタジアムにおきまして、「わがまち魅力発信隊事業」という事業が行われまして、吉賀町も参加をさせていただいて、大変な盛況でございました。関係者の方に本当に多く御参加をいただいたところでございます。改めて厚く御礼申し上げたいと思います。

9月18日水曜日でございます。100歳のお祝いの伝達をさせていただきました。100歳にこしなられる方、町内は今回非常に多うございまして、11人いらっしゃいました。それぞれ御自宅、それから病院の入院、あるいは入所の方もいらっしゃいましたが、そちらのほうへ出向いて、お一人お一人に内閣総理大臣からのお祝いの品を伝達をさせていただいたところでございます。

21日の土曜日は、六日市病院の石州会祭りがございました。例年開催をされておりますが、今回は町といたしましても、積極的に御参加をさせていただきたいという旨をお伝えさせていただきました。初めての試みでございましたが、町の食生活改善推進員の皆さん御協力をいただいて、食の安全安心を皆さんに訴えたということでございます。

9月22日、23日にかけては、台風17号の襲来によりまして、警戒待機を行っております。

それから、22日の日曜日は、六日市体育館のほうで、映画「高津川」の先行試写会を行ったところでございます。

2ページに入りまして、9月27日金曜日でございます。順天堂大学の奥村特任教授と面会しております。実は名誉町民であります澄川喜一先生のほうからの御紹介でございまして、この奥村特任教授は松江市の御出身で、免疫学では国内でも屈指の方、第一人者でございます。そうしたことで御紹介をいただきましたので、私とそれから担当課長、そして、六日市病院の石州会の谷浦理事長とともどもに面会をさせていただいて、実情なり、医師確保についてをお願いをさせていただいたところでございます。

翌28日土曜日には、地域枠の医師と面会をさせていただきました。吉賀町御出身の地域枠の方は2名いらっしゃるわけでございますが、そのうちの御1人方と広島の市内で面会をさせていただきました。このときは、島根県の地域医療支援センターの職員の方にも同席をさせていただいて、お願いなりをさせていただいたところでございます。

30日月曜日でございます。自動翻訳機、いわゆるポケトークでございますが、これを町内企業のほうへ無償貸与ということで、式典を開催をさせていただきました。

10月に入りまして、10月2日でございます。澄川喜一先生の展覧会と米寿の祝賀会が東京で行われました。特に米寿の祝賀会につきましては、今回は、それぞれゆかりのある方ということで、吉賀町、津和野町、益田市、そして、それぞれのふるさと会の共催という形で開催をさせていただいて、約100名の方が御参加をいただいたところでございます。

10月5日土曜日は、松江市で恒例の「輝けイレブン しまね町村フェスティバル」が開催されました。

6日日曜日は、町内で、障がい者総合支援センターの竣工式を行ったところでございます。議会からも御参加をいただきまして、ありがとうございました。

7日月曜日は、医療・介護あり方検討会議を開催をさせていただきました。

9日でございます。島根県議会の中村議長と面会をさせていただきました。案件は、かねてからお話もさせていただいております。医療の関係、それから、益田・岩国道路のことについての現状なり、御報告をさせていただいたところでございます。その日の夜でございましたが、下高尻で建物火災がございましたので、出動しております。

3ページに入りまして、10月10日でございます。ここにありますように、郡内の鹿足郡事務組合、不燃物処理組合並びに養護老人ホーム組合のそれぞれの定例会が招集されました。

12日土曜日は、台風18号の被害対応をしております。

15日火曜日でございます。益田地区にあります、それぞれの期成同盟会の要望活動ということで、この日は、浜田市と広島出かけまして、地方整備局と浜田河川国道事務所のほうへ出向いております。

18日金曜日でございます。広島大学の、これは「オオダン」と呼ばれますが、大段教授と面会をしております。この方は、先ほど申し上げました9月27日、順天堂大学の奥村特任教授のほうから、さらに御紹介をいただきまして、広島大学の副学長でもいらっしゃるわけですが、大段教授のほうへ出向きまして、同様に病院の実情なり、医師確保についてをお願いをさせていただきました。この日も、谷浦理事長も同席をさせていただいております。

10月20日日曜日でございます。蔵木地区におきまして、島根県並びに吉賀町の総合防災訓練を開催をさせていただきました。特に蔵木地区の皆さんには本当に御協力をいただきまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。この日は、ほかのイベント等もたくさんありましたが、島根県知事並びに島根県議会の議長にも御参加をいただいたところでございます。

21日月曜日は、鹿足郡の議長会の研修会へ同席をさせていただきました。

24日でございます。益田広域事務組合の理事会でございます。

それから、10月25日金曜日には、島根大学附属病院のほうへ出向きまして、井川病院長と面会をさせていただきました。これも当然医師確保についてをお願いをございまして、来年の春以降のところについての医師派遣についてをお願いをさせていただきます。

そうしたことで、島根大学に大変お世話になっておりますので、翌日の26日には、島根大学の開学70周年記念式典のほうにも参加をさせていただいております。

31日には、先ほど申し上げました益田地区にあります期成同盟会、今度は中央要望ということで、関係自治体と要望活動を行ったところでございます。

1番下の11月に入りまして、3日でございます。六日市のきん祭みん祭農業文化祭、並びに町の功労者表彰を行っております。

4ページでございます。

11月5日でございますが、益田広域事務組合の定例議会が招集されました。

6日は、今度は治水の関係と農業農村整備事業の関係でございますが、東京に出向いております。

9日は、近畿島根県人会が行われました。

11月10日日曜日でございますが、御報告をしております職員の不祥事に関連で、臨時の庁議並びに記者会見を行ったところでございます。

翌11日は、臨時議会を招集させていただきました。

12日は、益田の萩・石見空港で、ターミナルビルの取締役会が行われ、その足で上京いたし

まして、益田市、津和野町と一緒に全日本空輸、ANAの要望活動を行ったところでございます。

15日は、全国過疎協議会の決起大会が行われております。

17日は、きん祭みん祭農業文化祭、柿木会場、それから、その日の夕刻には、吉賀町の町歌であります「心の里うた」で大変お世話になりました池辺晋一郎先生、栗山文昭先生、並びに澄川喜一先生と益田市内において面会をさせていただきました。

19、20日におきましては、東京で全国治水砂防促進大会と簡易水道の促進全国大会のほうが行われて、参加をしております。

21日は、島根県の後期高齢者医療広域連合協議会が松江で招集されました。

22日は、吉賀町いきいき健康高齢者表彰ということで、ことしは23名の方に表彰状を伝達をさせていただいたところでございます。

5ページでございます。

23日でございますが、鹿足郡駅伝大会と蔵木地区の町政座談会を開催をいたしまして、少し時間があきましたが、町内5カ所での座談会は全て終了したということでございます。

11月25日月曜日でございます。議会のほうに御報告をしておりました4者によります包括連携協定の締結式を行いました。

26日から28日3日間にかけては、記載をしておりますように、島根県町村会の定期総会ほか種々の大会が行われましたので、そちらのほうへ参加をしております。

29日は、町議会の全員協議会でございます。

それから、11月30日と12月1日にかけてでございますが、千葉県木更津で行われました、毎年開催をされておりますが、米・食味分析鑑定コンクールの大会と環境王国の認定市町村の連絡協議会の総会が行われましたので参加をいたしました。特に、米のコンクールにおきましては、ことしは、注連川の糧の土井さんのお米が都道府県代表米ということで、ノミネートされております。

それから、環境王国の認定市町村の連絡協議会でございますが、今回また自治体が1つふえまして、16の自治体で構成をするということになったところでございます。

12月2日は、歳末特別警戒の出発式を行っております。

さらに、昨日4日につきましては、新たに任命をさせていただきました民生委員・児童委員の辞令交付式と、それから、11月末で退任をされました委員の方の感謝状の贈呈式を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、町長よりの行政報告が終わったところでございますが、ここで、9時25分まで休憩をします。執行部の方は退席されて結構です。御苦労でございました。

午前9時19分休憩

午前9時25分再開

- 副議長（松蔭 茂君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
安永議長から議長の辞職願が提出されています。

追加日程第1. 議長辞職の件

- 副議長（松蔭 茂君） お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（松蔭 茂君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。
追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法117条の規定によって、安永議員は除斥の対象となりますが、既に退席しておられますので、このまま議事を進めます。

事務局長に辞職願を朗読させます。

- 事務局長（水落 裕之君） それでは、朗読をさせていただきます。

令和元年12月5日、吉賀町議会副議長、松蔭茂様。吉賀町議会議長、安永友行。

辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

- 副議長（松蔭 茂君） 安永議員の議長の辞職を許可することについて、起立により採決します。安永議員の議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 副議長（松蔭 茂君） 全員賛成。したがって、安永議員の議長の辞職を許可することは可決とされました。

安永議員の除斥を解きます。入場していただきます。入場してください。

〔12番 安永 友行君入場〕

- 副議長（松蔭 茂君） それでは、ここで5分間休憩いたします。5分間休憩。

午前9時28分休憩

午前9時33分再開

- 副議長（松蔭 茂君） ただいま議長が欠けました。

追加日程第2. 議長の選挙

○副議長（松蔭 茂君） お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松蔭 茂君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前9時34分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前9時42分再開

○副議長（松蔭 茂君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（松蔭 茂君） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。吉賀町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人を2番、三浦議員、3番、桜下議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（松蔭 茂君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松蔭 茂君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（松蔭 茂君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のために申し上げます。投票は単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載してください。

なお、同姓の方がおられますので、フルネームで記載願います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔議員投票〕

○副議長（松蔭 茂君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松蔭 茂君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。2番、三浦議員、3番、桜下議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（松蔭 茂君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、安永議員9票、河村由美子議員3票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、安永議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（松蔭 茂君） ただいま議長に当選された安永議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。安永議員。

○議員（12番 安永 友行君） ただいま議員の皆様にご多くの御賛同を得ながら御選任をいただきました。改めて、議長の重責さを感じつつ一生懸命頑張らせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

最初の御挨拶でも申し上げましたが、昨年ああして議会活性化策の中で、アンケート等を町民の皆様からいただいたわけですが、内容については、非常に、ある程度予想していたとは言いながら、寂しい感じのするアンケート結果でございました。皆様方と一緒に二元代表制下の議会の信頼と権威の復活を胸に一生懸命頑張らせていただきますので、何とぞよろしく御協力をお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松蔭 茂君） 新議長が選出されました。以上をもちまして、降壇させていただきます。

安永議長、議長席にお着きください。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（安永 友行君） それでは、ここで、ちょうど10時にもなりましたので、10分間休憩します。

午前9時59分休憩

.....
午前10時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

松蔭副議長から副議長の辞職願が提出をされています。

追加日程第3. 副議長辞職の件

○議長（安永 友行君） お諮りをします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

ここで、地方自治法117条の規定によって、松蔭議員の退場を求めます。

〔1番 松蔭 茂君退場〕

○議長（安永 友行君） 松蔭議員が退場されましたので、ここで、事務局長によって、辞職願を朗読させます。局長。

○事務局長（水落 裕之君） それでは、朗読をさせていただきます。

令和元年12月5日、吉賀町議会議長、安永友行様。吉賀町議会副議長、松蔭茂。

辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、松蔭議員の副議長の辞職を許可することについて、起立により採決をいたします。松蔭議員の副議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、松蔭議員の副議長の辞職を許可することは可決されました。

松蔭議員の除斥を解きます。入場してください。

〔1番 松蔭 茂君入場〕

○議長（安永 友行君） 松蔭議員が入場されましたので、ここで追加日程を配付しますので、しばらくお待ちください。

追加日程4が配付されましたので、会議を続行します。

ただいま副議長が欠けました。

追加日程第4. 副議長の選挙

○議長（安永 友行君） ここでお諮りをします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行うことと決定をいたしました。

ここで暫時休憩します。

午前10時16分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時22分再開

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまから会議を開き、追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（安永 友行君） ただいまの出席議員は、議長を含め12人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、中田議員、6番、大多和議員を指名します。

ただいまから投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（安永 友行君） 投票用紙の配付漏れはありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 配付漏れなしと認めます。投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○議長（安永 友行君） 点検が終わりましたので、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載してください。

なお、同姓の方がおられますので、その方については、特にフルネームで記載をお願いします。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（安永 友行君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 投票漏れはありませんので、これをもって、投票を終了いたします。

ただいまから開票を行いますので、5番、中田議員、6番、大多和議員、開票の立ち会いをお

願いたします。

〔開票〕

○議長（安永 友行君） お待たせしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、したがって、無効投票はゼロ票です。有効投票のうち、4 番、桑原三平議員 7 票、1 番、松蔭茂議員 5 票です。したがって、4 番、桑原議員が副議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（安永 友行君） それでは、ただいま副議長に当選されました 4 番、桑原議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平君） 皆様の御支援をいただきまして、副議長に就任することができました。ありがとうございます。先ほども申しましたとおり、安永議長のもと、補佐はもとより議員の皆様方の活動あるいは議会全体の調整等、皆様のお役に立ちたいと考えている所存でございます。どうか、皆様の御協力をいただきまして、無事努めさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（安永 友行君） ここで、暫時休憩をします。休憩中に追加日程を配付いたします。

午前10時34分休憩

.....

午前10時36分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 5. 議席の一部変更

○議長（安永 友行君） 追加日程第 5、議席の一部変更を議題とします。

議席は、吉賀町議会会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議長が必要に応じて変更することができるとなっております。このたび、改選による議長、副議長が決定いたしました。ただ、それに伴う議席の変更については、最小限の変更にとどめたいと思います。

なお、副議長については、1 番と決定しておりますので、議席 1 番に、桑原議員が移動され、1 番におられました松蔭議員については、4 番に移動していただくという変更にとどめたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、変更する議席は以上です。事前に移動していただいておりますので、ここで、常任委員会等の変更を行いますので、しばらく休憩をいたします。

副議長と協議する必要もございますので、10時50分まで休憩いたします。よろしくお願
い
します。

午前10時38分休憩

.....
午前10時50分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、10番、庭田議員については、体調不良につき、退席をされました。したがって、議場
には11名の議員ということでございます。よろしくお願
い
いたします。

日程第5. 任期満了に伴う常任委員会委員の選任について

○議長（安永 友行君） 日程第5、任期満了に伴う常任委員会委員の選任についてを議題といた
します。

11月6日をもって、各常任委員は2年の任期が満了となっていましたので、それに伴い委員
の選任を行うものです。

参考までに申し上げますが、常任委員会の委員定数は、経済並びに総務常任委員会ともに6人
と規定されておりますので、委員の選任については、議長が会議に諮って指名することとなっ
て
おります。

また、広報広聴常任委員は5人と規定されており、総務、経済各常任委員会から2名ずつ選出
されることになっております。事前に、常任委員会委員については事前に皆様から希望の調査を
行
っておりますので、ただいま、私と桑原副議長とで調整をさせていただきましたが、片方に少
し偏
つてもおりましたので、必ずしも希望どおりになっていないかと思いますが、御了解くださ
い。

それでは、報告いたします。

総務常任委員会委員に、2番、三浦議員、3番、桜下議員、5番、中田議員、7番、河村隆行
議
員、8番、大庭議員、9番、河村由美子議員の以上6人です。

経済常任委員会委員に、1番、桑原議員、4番、松蔭議員、6番、大多和議員、10番、庭田
議
員、11番、藤升議員、12番、安永、私でございます。以上6人です。

以上のとおり、総務、経済各常任委員会委員に指名をしたいと思
い
ます。これに御異議ありま
せん
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げた皆さんを総務、経済
各
常任委員会委員に選任することに決定をしました。

それでは、ここで、しばらくの間、休憩をします。総務、経済各常任委員会の正副委員長の互選とあわせて、広報広聴常任委員会委員候補者を2名ずつ出してください。また、後ほど設置する予定の議会運営委員会委員候補者も選出していただきたいと思います。

なお、議会運営委員会委員は各常任委員会の委員長プラス1名ということで、2名ですので、そのように選出していただきますよう御報告をお願いいたします。

それでは、休憩といたします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、総務、経済各常任委員会を開いていただき、正副委員長について協議して互選をいただきましたので、その結果を報告いたします。

総務常任委員会委員長に5番、中田議員、副委員長に2番、三浦議員、経済常任委員会委員長に6番、大多和議員、副委員長に10番、庭田議員、以上のおり、それぞれ選任をされました。

また、広報広聴常任委員会の委員については、総務、経済各常任委員会委員の中で協議の上選出いただきましたので、報告をいたします。

広報広聴常任委員会委員に7番、河村隆行議員、8番、大庭議員、4番、松蔭議員、10番、庭田議員。

なお、申し合わせにより副議長の1番、桑原議員が添いまして、以上5人が広報広聴常任委員会委員に指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、ただいま申し上げました皆さんを広報広聴常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいまより、これらの委員の方々に正副委員長について協議の上、互選をいただきたいと思えます。広報広聴委員会の正副委員長の互選の協議をよろしくお願いいたします。

午前11時14分休憩

.....

午前11時24分再開

○議長（安永 友行君） お待たせしました。それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま広報広聴常任委員会の正副委員長について互選をしていただきましたので、御報告をいたします。

広報広聴常任委員会委員長に4番、松蔭議員、副委員長に8番、大庭議員が選任をされました。

よろしくお願いたします。

日程第6. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（安永 友行君） それでは、日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

参考までに申し上げますが、議会運営委員会の委員は、委員会条例によって、定数を5人と規定されております。委員の選任については、議長が会議に諮って指名するようになっておりますので、ここでお諮りをします。議会運営委員会の委員については、さきの総務、経済各常任委員会で協議をいただきましたので、指名するという形で報告いたします。

議会運営委員会委員に3番、桜下議員、5番、中田議員、6番、大多和議員、11番、藤升議員と、申し合わせにより副議長、桑原議員が添いまして、以上5人を議会運営委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げました皆さんを議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいまより、これらの委員の方々に正副委員長について協議の上、互選をいただきたいと思っております。

30分ごろまで、約5分間しばらく休憩いたします。

午前11時26分休憩

.....

午前11時33分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会の正副委員長について協議、互選していただきましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に3番、桜下議員、副委員長に11番、藤升議員、以上のとおり選任をされましたので、報告いたします。

ここで一旦休憩いたしますが、そのまま席におってください。

午前11時34分休憩

.....

午前11時37分再開

○議長（安永 友行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7. 議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

○議長（安永 友行君） 日程第7、議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを行います。

現在、組合議員である松蔭議員より辞表が提出されましたので、組合議長より閉会中の許可がありました。よって、その後任として、1人を選出するものであります。

この選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して、投票と指名推選とがあります。この選挙については、指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りをします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員に3番、桜下議員と指名いたしますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。

先ほど3番、桜下議員の就任については異議なしと認めていただきましたので、ただいま指名しました3番、桜下議員、以上1人を議会選出の益田地区広域圏市町村組合議会議員とすることに決しました。

3番、桜下議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、3番、桜下議員に承諾を確認をいたします。承諾していただけますか。

○議員（3番 桜下 善博君） はい。

○議長（安永 友行君） ただいま承諾いただきましたので、3番、桜下議員に決定しました。

日程第8. 議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について

○議長（安永 友行君） 日程第8、議会選出の鹿足郡事務組合議員の選挙についてを行います。

現在、組合議会議員である御1人の方から辞表が提出されておりますので、組合議長より閉会中の許可はいただきました。よって、その後任1人を選出するものです。

この選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して、投票と指名推選とがあります。この選挙については指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、議会選出の鹿足郡事務組合議会議員に10番、庭田議員の1名を指名いたします。

お諮りをします。ただいま私のほうで指名をいたしました10番、庭田議員を指名すること、並びに議会選出の郡事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10番、庭田議員を議会選出の鹿足郡事務組合議会議員とすることに決定をいたしました。10番の庭田議員が議場におられませんので、後ほど、電話または文書で確認を私のほうでとらせていただきます。

日程第9. 議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について

○議長（安永 友行君） 日程第9、議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを行います。

現在、組合議会議員である御1人の方より辞表が提出されております。組合議長より閉会中の許可がありました。よって、その後任1人を選出します。

この選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して、投票と指名推選とがあります。この選挙については指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よって、議長において指名することに決定をいたしました。

4番、松蔭議員を指名いたしたいと思います。

お諮りをします。ただいま、私のほうで指名をいたしました4番、松蔭議員、以上1人を議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名をいたしました4番、松蔭議員、以上1人を議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員とすることに決しました。

議場にただいま指名いたしました議員がおられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、告知をいたします。

4番、松蔭議員におかれては、承諾いただけますでしょうか。

○議員（4番 松蔭 茂君） 承諾します。

○議長（安永 友行君） 承諾をいただきましたので、4番、松蔭議員が当組合議会の議員と決定をいたしました。

日程第10. 議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について

○議長（安永 友行君） 日程第10、議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙についてを行います。

現在、組合議会議員である御1人の方より辞表が提出されました。組合議長より閉会中の許可がありましたので、よって、その後任1人を選出するものであります。

この選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用し、投票と指名推選とがあります。この選挙については指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りをします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、議長において指名することに決定をいたしました。

議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員に8番、大庭議員1人を指名いたします。

ただいま、私のほうで指名をいたしました8番、大庭議員1人を議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました8番、大庭議員、以上1人を議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員とすることに決定をいたしました。8番、大庭議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

それでは、大庭議員に当選の承諾を確認をいたします。8番、大庭議員、承諾していただけますか。

○議員（8番 大庭 澄人君） はい。

○議長（安永 友行君） ただいま大庭議員より承諾していただきましたので、それをもって、決定をいたします。

日程第11、議長の常任委員会委員辞任の件は、私議長は除斥の対象となりますので、ここで副議長と交代し、退場いたします。

〔議長 安永 友行君退場〕

日程第11. 議長の常任委員会委員辞任の件について

○副議長（桑原 三平君） それでは、日程第11、議長の常任委員会委員辞任の件について、議題といたします。

議長から各委員会出席のため、経済常任委員会委員を辞任したいとの申し出があり、お諮りします。本件について、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（桑原 三平君） 異議なしと認めます。よって、議長の経済常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

議長の除斥を解きます。入場してください。

〔議長 安永 友行君入場〕

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれで散会をいたします。御苦勞でございました。ありがとうございます。

午前11時53分散会
